令和元年度第1回空家等対策協議会議事録

令和元年 12 月 25 日 (水) 午後 10 時 00 分~午後 11 時 30 分 天理市庁舎 4 階 特別会議室

【開会】午前10時00分

事務局

これより令和元年度第1回天理市空家等対策協議会を開催させていただきます。 委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日進行を努めさせていただきます、事務局の岩田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでははじめに、市を代表致しまして並河市長がという所でございますが、公務の為、本日欠席という形になりますので、代わりまして市長公室長の岡本の方からご挨拶頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

【市長公室長挨拶】

ありがとうございました。

それでは次第3「委員の再任・新任について」に入らせていただきます。前回の協議会から約1年間が経過しております。その間、昨年の12月6日で本協議会委員の任期は満了しております。引き続き再任頂いた方、新たに委員をお引き受け頂いた方がございますので、委嘱状を交付させて頂きますが、交付につきましては時間の都合上皆様のお手元にお配りさせていただいておりますので、ご確認の程よろしくお願いします。

では私の方から順にお名前を読み上げさせていただきます。今日は欠席でございますが並河市長でございます。天理市区長連合会 森田修様。天理市市議会委員総務財政委員長 市元貴志様。弁護士 藤井茂久様。天理市商工会専務理事 山本様。奈良県土地家屋調査士会綱紀委員長 堀貴至様。奈良県宅地建物取引業協会理事 土屋年史様。【各委員挨拶】

皆さん今日はよろしくお願いいたします。

今日は空き家コンシェルジュから協議会アドバイザーとして有江様の代理という事で浦野様に来て頂いております。どうぞよろしくお願いします。

【浦野アドバイザー挨拶】

ありがとうございました。

続きまして次第4「会長・副会長の選任」について協議を頂きたいと思います。 会長及び副会長の選出につきましては、条例第4条で、「委員の互選によりこれを 定める」と定められております。はじめに会長の選出をお願いしたいと思いますが、 どなたかご意見のある方おられませんでしょうか。

委員

法務にも詳しいので今年も引き続き藤井委員にお願いしてはどうかと思います。

事務局	ありがとうございます。ただいま森田委員より、藤井委員をご推薦頂きました。
	皆様いかがでしょうか。
	【異議なしの声】
	ご承認いただきありがとうございます。恐れ入りますが、藤井会長様に置かれま
	しては、所定の席へ移動をお願い致します。
	それでは続きまして、本協議会の副会長の選出について、ご推薦等はございます
	か。藤井会長いかがでしょうか。
会長	それでは市議会委員の市本委員にお願いしたいと思うのですけれども、皆さん
	いかがですか。
	【異議なしの声】
	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。それでは市本委員に本協議会の副会長にご就任頂きた
	いと思います。市本委員よろしくお願いいたします。
	それでは藤井会長、一言ご挨拶お願い出来ますでしょうか。
	【会長挨拶】
	ありがとうございました。それでは以降の議事の進行につきましては、天理市空
	家等対策協議会条例第 5 条により、藤井会長にお任せしたいと思います。藤井会
	長、どうぞ宜しくお願いいたします。
会長	分かりました。それでは早速ですけれども今日の記事を進めさせていただきた
	いと思います。
	まず、規約第5条第2項の規定によりまして、本日委員の過半数のご出席があり、
	会議が成立していることをご報告させていただきます。
	では議事に入りたいと思います。まず、議事 (1) 危険な空き家への対応につい
	てという事で説明頂きたいと思います。担当の事務局からお願い出来ますか。
事務局	議事(1)危険な空き家への対応について説明
会長	ありがとうございます。
事務局	今課長の方からご説明がありましたが、今日をもって特定空家を認定するとい
	う話ではなく、そちらの方向を向いて走っていくという話です。皆様にお配りして
	おります空家対策計画 p 11 に記載されている行程表で、現在は 4~5 つ目の位置
	におり、先程課長が説明されたスケジュールに沿って下へ向かって進んで行くと
	いう形です。また真ん中の色付きの所を2月くらいか、今年度中に1度開くかどう
	かという所でございます。
会長	分かりました。このスケジュール通りの流れで進むと2月頃にまたこの委員会
	を開く可能性があるという事ですね。皆さんも少しだけ心に留めて頂ければと思
	います。
	ただいまの議事(1)危険な空き家への対応についての説明に関しまして、皆
	さんから質問等がありましたら仰ってください。
委員	相続人は皆確定しているのですか。
事務局	相続人ですが、現在総務課が借地料の請求を行っている、売買契約を行い実際の
	現所有者となっている方々の相続人は全部調べられております。ただ、現に登記が
, '	 残っている所有者の戸籍は、空家対策の特別措置法の法令に基づき照会をかけま
事務局 会長 会長	いと思います。 まず、規約第5条第2項の規定によりまして、本日委員の過半数のご出席があり、会議が成立していることをご報告させていただきます。 では議事に入りたいと思います。まず、議事(1)危険な空き家への対応についてという事で説明頂きたいと思います。担当の事務局からお願い出来ますか。 議事(1)危険な空き家への対応について説明 ありがとうございます。 今課長の方からご説明がありましたが、今日をもって特定空家を認定するという話ではなく、そちらの方向を向いて走っていくという話です。皆様にお配りしております空家対策計画 p 11 に記載されている行程表で、現在は4~5つ目の位置におり、先程課長が説明されたスケジュールに沿って下へ向かって進んで行くという形です。また真ん中の色付きの所を2月くらいか、今年度中に1度開くかどうかという所でございます。 分かりました。このスケジュール通りの流れで進むと2月頃にまたこの委員会を開く可能性があるという事ですね。皆さんも少しだけ心に留めて頂ければと思います。 ただいまの議事(1)危険な空き家への対応についての説明に関しまして、皆さんから質問等がありましたら仰ってください。 相続人は皆確定しているのですか。 相続人ですが、現在総務課が借地料の請求を行っている、売買契約を行い実際の現所有者となっている方々の相続人は全部調べられております。ただ、現に登記が

	T
	したが、天理市では存在しませんでした。現時点でそこまで相続人を追うのかとい
	う所で私共の法務専門官と話をし、売買契約の届出がある為、現に所有されている
	方々を所有者とみなしても良いのではないかという風な意見を頂いており、そち
	らの方々にまず話をして進めていきたいと考えておりますが、皆さんいかがでし
	ようか。
会長	最終的に解体した後に建物の滅失登記をしなければならない。その際には名義
	人の相続人の承諾かそれに代わる判決をとる必要があるのではないかと思います
	が、その辺りについてはどうでしょうか。
事務局	その辺りについては藤井先生ももちろんですが、また私共の法務専門家の弁護
	士の方々と話を詰めていきたいと思います。
会長	滅失登記までいった段階で検討するという事ですかね。
事務局	そうですね。まずこの方々が他の相続人も併せて自分達で取り壊しをすると言
	って頂けるというのが最良のパターンではないかと思います。
委員	壊した所で現の名義人の承諾がなければ滅失登記も出来ないのでは。
委員	滅失登記は2つのやり方があり、相続人の方から申請してもらうというのが1
	つと、土地の所有者が代わって滅失の申し入れをする方法がありますので、建物さ
	えなくなれば天理市の方から申し入れすることが出来ます。
事務局	分かりました。ありがとうございます。今堀委員よりお聞きした内容でまたこち
	らの方で進めていきたいと思います。
会長	はい。他に何かご質問はありますか。
委員	土地の面積はどの位ありますか。
事務局	土地の方は手元に資料がないのですが、建物は75m²ほどあります。土地とほぼ
	同じ面積で建物が建っているという状況です。
委員	今ここに出ている例は市街化区域内に建っていると思いますが、今後、調整区域
	内等、建て替え出来ない土地となっている場合が多々出て来るのではないかと思
	います。その場合、登記自体もされているか分かりませんが、土地には価値がなく、
	1件毎にこれだけの手続きを行い、議会にかけなければならないとなると時間も
	暇もお金もかなりかかるのではないかと思いますが、どうでしょうか。
事務局	我々も今回が初めてのケースであり、これからの進め方の基準になるのではな
	いかという事で、慎重に行き過ぎている所もあるかもしれませんが、一番心配され
	るのは今おっしゃられた様に1件前例が出てくれば、市の方で代執行出来るので
	はないかという事で色んな方々から「うちも」と言われる可能性があることが懸念
	される所です。
	我々も決して楽観的に考えていませんが、先日桜井市の方に問合せた所、かなり
	新聞等で報道したにも関わらず市民等からの問合せは今まで1件も無く、状況も
	写真等が出たため、逆にここまで行かないと行政代執行の対象にはならないとい
	う意識がついたのではないかという事で担当の方がおっしゃられていました。
	我々も出来るだけ、民事同士での話が出来るように努めていきたいとは思いま
	すが、この度は天理市の土地という事もあり、もし建物の崩壊等により何か危害が
	加わる様な事があれば市の責任もかなりかかってくる為、慎重かつスピーディー
	に行わなければならない所もあり、この様な場で皆様方にお諮りさせて頂いてい

	フルンを使用です
	るという状況です。
委員	取り壊す前に不動産流通等で出す事は出来ないのか。
委員	近畿レインズという形で流通機構があり、私が担当理事をしているが、流通まで
	行こうとすると色んな問題解決が必要になり、ハードルが高い。まずは適切に所有
	権移転出来る様な状態であるかどうか。現時点で出しても所有権移転出来ないと
	なると何にもならない。やはり皆から同意をもらい、手続きを踏んでからでないと
	流通機構にあげるのは難しいと思います。
委員	所有者が分からないでは出来ないですよね。
委員	余程登記法が変わらない限りは出来ないですね。今東北とかの方で震災があっ
	て特例的にはやる様な事は政府も今言っていますが、これが天理市に当てはまる
	かというと当てはまらないのではないかなと。
	そういう事で、まずこれからやってみないと始まらないし、一つのたたき台とし
	てやっていかれたら良いのではないかと思います。
事務局	ありがとうございます。
会長	他に何かご質問ありますか。
	市が行政代執行をする際、市から解体業者さんの方へ随時契約か入札かでやっ
	ていただくということですよね。それで費用の方はとりあえず市が頼んだので市
	が基本会計で払うが、その分を解体義務者の方へ請求するという事になるので、相
	続人がいなかったり放棄されていたりした場合は、実際は回収不能という形で処
	理されるという事ですかね。
事務局	そうなってきます。
委員	個人の場合だと売買代金から差し引く形になるが、今回天理市という事で、天理
	市は予算があるのか。財政の中でどうなっていくのか。
事務局	はい。財政課とも確認しながら進めていきたいと思います。
会長	最終その土地を売れば回収は出来ないのか。
委員	天理市の財産なので売っても構わないが、天理市民が損をする形になる。
事務局	本来は所有者からいただくという所が基本。
委員	それが出来ない場合を次の段階として考えなければ、一気に行ってしまえば誰
	も支払いしない。
委員	言われた様に建物を除却する費用というのは所有者の方に責任があるという事
	でしていくと。ただ、更地になった市有地については有効活用を考える中で売却と
	いう事も選択肢としては出て来るという取り方も出来るのですけれども。
委員	結論マイナスはマイナス。天理市なので。
委員	土地の所有者は固定資産税がかかると思うが、建物は価値が無くなると取られ
	ない、取れないのですよね。実際の所は。
事務局	そうですね。
委員	最悪はそれでも売却という手段を取っていかねばならない場面も出て来る。土
	地利用出来る計画があれば話が変わるが、無ければそういう形で。
事務局	選択肢の一つとしてはもちろん有効活用を考える流れになるかと思います。
	この度は天理市ですが、特定空家の認定を受けると土地の住宅の軽減が無くな

	るので、土地がただの宅地となるとかなり固定資産税が高くなりますので、そうい
	う事もあります。
会長	解体費用はものによるとは思うが、坪辺り2,3万円とかどうしてもかかるので、
	ちょっとした家でも100万円近くはかかる事になりますよね。家を建てる際に解
	体する費用を何等かの形で手当てする様な仕組みがもしかしたら必要かもしれな
	いですね。これから。
	他になければ次の議題へ。
事務局	空き家対策対応案件について説明
会長	今説明頂いた事に関して何かご質問、ご意見ないでしょうか。
	【意見なし】
	よろしいですね。では、次は議題(2)利用可能な空き家への対応についてとい
	う所でまず「空き家等に関する相談状況について」から説明お願い出来ますか。
アドバイザー	議題(2)利用可能な空き家への対応について「空き家等に関する相談状況に
	ついて」、「空き家バンクの運営状況について」、「山の辺の道周辺地域等における空
	き家アンケート調査及び相談会について」説明
委員	空き家対策でするのであれば3,000万円控除の特例のある昭和56年5月31日
	以前の建物が主流ですか。もし売買となってきた場合はその特例を所有者へもっ
	ともっと周知すべきです。我々宅建協会としても土地だけでなく、そういった資産
	の管理も何か良い方法は出来ないかという検討を今進めている所です。ご存知の
	通り、生駒市、橿原市、桜井市、奈良市では、今来ておられる皆さんや建築組合、司法
	書士会などそういう専門的な方々、生駒市では銀行も交えたり団体が寄り、そうい
	う事をやっているみたいです。僕は天理市何のとかして欲しいとは言ってますが、
	時期尚早だという回答で。今後の、次の段階として業者の方で資産管理出来る様な
	方法を持って行きたいという案がありますので、それはお互い協力してやってい
	けたら良いかなと思います。
アドバイザー	よろしくお願いいたします。
	今のお話は生駒市さんや橿原市さんでやっている空き家のプラットホームとい
	う考え方があり、空き家というのは先程もあった様に、相続関係や再建築のお話な
	ど複雑に絡みあってくる所がある為、今来ておられる様な宅建士さんや土地家屋
	調査士さんなど専門家の方のアドバイスが必要なのではないかという事で、市の
	方で紹介するのは難しいので、空き家対策として専門家が集まり、一つのテーブル
	の上でこの案件はどなたで対応していくべきかという所を整理していくプラット
	ホームの事業というのがあります。それを今天理市さんもやってもらえればあり
	がたいなと思っていたりはしたのですが。それこそ先程の案件の様な、解体業者さ
	んも入ってこられたりするので、特定空家の話にしましても、すぐに協力して頂け
	る所があるので、スムーズに進んでいくことかとは思います。
事務局	今のお話で土屋さんからもこういう事が出来、そうするとより流通スムーズに
	流れるのではというお話を頂いており、コンシェルジュの有江さんにも相談させ
	て頂いている中で、天理市では先程説明頂いた通り、物件が出始めているところと
	いう事もあり、プラットホームを作るのもタダで皆さんがボランティアでやって

	あげるよという事でしたら別ですが、やはりコンシェルジュさんにお願いすると
	いくらかお金もかかりますし、その辺の予算と流通する物件の費用対効果という
	のもあります。生駒等地域によってはどちらかというと流れやすい物件を多く抱
	えており、そういう所はプラットホームを作られて、どんどん流していかれるとい
	う事も可能ですが、天理市では市街化調整区域というのが非常に多く、1件1件流
	すのに非常に力が要ります。例えば普通にご相談させて頂いても、宅建業協会の方
	にしても少し力がかかるという話もあります。そこで専門の色んな方が協力して
	という流れが必要かなとは思うのですが、今の所はコンシェルジュさんがそうい
	う役目をして頂いており、流れにくい所については、例えば土地家屋調査士さんに
	筆界確定をして頂かなければなりませんよとか、用途変更する為には郡山の方へ
	行かなければなりませんよという話が色々出てきており、それをコンシェルジュ
	さんの方で対応して頂いている所です。もっと物件が増えてきて流通しやすいと
	いう事になればそういう形も考えていく必要がもちろんあるかなと思いますので、
	今は検討中という所です。
会長	他に何かご質問の方ありませんか。
委員	空き家には耐震性とかは関係あるんですかね。
アドバイザー	基本的に関係ないと思います。もちろん建築された時の耐震基準を満たしてい
	ないものは難しいかとは思いますが。
委員	多分ないと思いますよ。税務署などは古ければそれで構わないのかなと思いも
	しますが。あとは相続人が相続せずほったらかしという様なものを指定してくれ
	たら良いが、ハードルが高い。
会長	空き家バンクの登録実績を見ると物件の登録が10件で利用者さんの登録が46
	件という事だから、まだまだ物件不足という状況ですかね。
事務局	そうですね。
会長	だからなかなか希望するものが見つからず、進みにくいのでしょうね。やはり若
	い方はこんな古い家よりも新築して自分が思う様な家にしたいという傾向が強い
	のでしょうね。
アドバイザー	一般的にはそうだと思います。ただ、田舎暮らしをされたいという方もやはり一
	定数はいて、その中で恐らく天理市さんに限らずなんですけれども、所有者さんの
	方がこんな古民家使う人はいないだろうという意識が強いという所はあると思い
	ます。私も色々行かせて頂いていて、相談会やアンケートも継続してやらせて頂い
	ているので、ずっと空き家バンクを知っていたけど様子を見ていて、親族に話も済
	んだし相談に来たという様な方もいらっしゃるので、徐々に広まってきてはいる
	かなとは理解してはいます。
委員	ここの家は材料が良いので、リフォームすればちゃんと住めると思うのですけ
	ど。もったいないと言えばもったいない。
アドバイザー	そうですね。水回りは最低やられるので、やはり何百万円からというのがかかり、
	そこに建物の代金も乗ってくるとやはり費用がかかってくる所なので。
委員	やはり利用者は安く買いたいというのが基本でそこからどのようにするか。た
	だ、田舎になると田舎なりの規約というか色々付き合いを言う人もいるので。

マレバノボ	治アフるいる如も安えいなの紅むのベースるい。もずず四細頂はて土にめばり
アドバイザー	逆にこういう空き家バンクの話なので、そういった所も理解頂ける方にやはり
	案内しなければならないなという所はもちろんあります。やはり空き家バンクは
	最終の予防線と言いますか、不動産流通に流れる物件に関しては流れる方がいい
7.0	と思います。
委員	良い古民家は大概誰かが住んでいます。この家はダメだろうという物件は空き
	家バンクに。
アドバイザー	それこそどうしようもないものは不動産業者さんで買い取っていただき、綺麗
	にして流れに乗せるというのは空き家対策の一つの方法ですね。一番それが早い
	ですし、入り口なのかなと思う所もありますね。
事務局	今、趣味で農業をするという所で、空き家と一緒に農地も買いたいという方が増
	えてきています。その関係で、次第の残り2つあるのですが、「高原地区移住対策交
	流事業における空き家調査について」と「農地付き空き家について」という所で、そ
	ちらの方ご説明させて頂いても良いですか。
会長	はい。お願いします。
事務局	「高原地区移住対策交流事業における空き家調査について」、「農地付き空き家に
	ついて」説明
会長	ありがとうございます。ただいまの件についてご質問、ご意見ないでしょうか。
委員	これは農家になれるのか。
事務局	農家にはなれないです。
委員	農業委員会ですが、農家というのは天理市では20a以上の農地の耕作をしなけ
	ればならないという様に規定ではなっております。ただ、空き家バンクを通してそ
	の空き家に住まわれる場合において、同一所有者の農地を所有出来ると。それが
	20a というのが厳しいので 1a からという事で、例えば 1a あればちょっとした農
	地を所有する事が出来るが、農家としての認定にはならないという事です。
事務局	農家住宅を買うには農家という判定が要りますが、それには至らないという事
	になりますので、ほとんど農家になるというのが、教授が言われた事ですけども
委員	地目が田・畑の場合、基本的に3条申請を出さなければならないが、1aであっ
	ても、空き家に附属した農地指定申請書を出した上で更に3条申請を出して、所有
	権移転出来るという事ですね。農家でなくても農地を買えるが、農家証明は出ず、
	特例には規定しないという考え方。
事務局	農家判定は10a以上所有しなければならない。通常の場合、農業委員会で農家判
	定を下しているのは、20a以上50a未満であれば5年間耕作して頂き、その様子を
	 見て農家判定を行うと。50a以上であれば1年間で行けます。
委員	家についている農地が 1a 以上という事ですか。
事務局	そうですね。大体こういう所に来られる方については農家でない方が多いとい
	う事ですので、今までは20aの農地の所有又は使用貸借が必要でしたが、1aあれ
	ば、その1aの農地でも所有でき、堂々と自身で耕作出来ると。
 委員	分筆等していたら 1a 無い所もあるかもしれない。1㎡以上にしておいてくれれ
	は良い。
 事務局	既存の農家の方との格差もあるので。
	荒地になるよりましではないか。
	\ \text{\langle} \ \tex

事務局	そういわれたらそうですね。
	調整に家建てたらどこが畑でどこが宅地か良く分からない。
 委員	それは分筆しなければならない。課税も宅地と田で違うので。
会長	他に何かありますか。
	【意見なし】
	議題 (1) (2) は終わりましたので、その他事案が何かあれば。
 事務局	その他という事で、空き家コンシェルジュの方からも言って頂きましたけれど
	しているかなとい も、まだ物件はかなり少ないですが、だんだん出回る様になってきているかなとい
	う所で、現在天理市の空き家バンクを作成して運営をお願いしている所ですが、全
	国版空き家バンクにも参画させて頂こうかなという風に思っております。時期等
	はまたコンシェルジュさんとお話しながら出していき、全国から天理市の空き家
	を見られる様に、今でもネットなのでどこからでも見られるのですが、全国版を見
	られる方も多くおられると思うので、そちらの方も引っかけてきたいなという風
	に思っておるというご報告が一つです。
	また、最初の特定空家の件でこの協議会を2月くらいに行います。先程ご説明あ
	った計画によれば、立入調査を行い、判定票に基づいた審査を頂くという形になり
	ますので、これについては登記等公に出ている書類というのは現段階で公表して
	も大丈夫ですが、例えば今管理している所有者でない方のお名前が出てきますの
	で、今回は傍聴が可能ですが、この会については外部からの傍聴が出来ない会にし、
	守秘義務は委員さん全員にお守り頂くという形の会を開催しなければならないの
	かなと思いますので、またその際はご協力よろしくお願いしたいという風に思っ
	ております。以上です。
会長	ただいまの件および今までの議題に関して何か質問やご意見等ございますか。
	今の天理市の人口6~7万人として、家の建物の数は大体その1/3か1/4の2万
	戸程度は何等かの建物はあると思いますが、その中で現時点において危険だなと
本 数只	いう事で把握されているのはこの1件だけという事ですかね。
事務局	他にも探せば色々出て来るとは思うのですが、今住民さんからの通報等で対応していかなければならないというのもあります。先程我々の方で一覧表作らせて
	「頂いたのもほんの一部であり、昨年、一昨年からもここであげて頂いた懸案事項の
	物件については引き続き我々の方でも対応しているのですが、進捗が無いという
	事でございますので、進捗があった分ですとか新たにあった分を項目に上げさせ
	て頂いております。今回の分につきましても市の土地上にある建物という事で、何
	年も住民さんから希望もあり、少し優先的に考えなければならないということで
	すので、そういう対応をさせて頂いたという所でございます。
 会長	潜在的にはもっとあると思うけれども、今回はあの物件という頃ですね。
事務局	そうですね。はい。
会長	では特に何もなければ今日の協議会を終了したいと思います。
	どうも皆さんありがとうございました。
一同	ありがとうございました。